

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 「人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則」が令和6年2月15日に公布及び施行され、災害現場における救助活動等に係る手当が改正されたことから、県警においてもこれに準じた改正を行う。
- (2) 職員の処遇向上に資するため、他の都道府県警察における特殊勤務手当との比較検討を行い、他の都道府県警察よりも額の低い手当額の引上げを行う。

2 制定の概要

- (1) 災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、1日につき1,080円（日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては540円を1,080円に加算した額、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては1,080円を1,080円に加算した額）を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額の特殊勤務手当を支給するものとする。
- (2) 特殊勤務手当について本県警察における支給額と他の都道府県警察における支給額を比較し、その結果を踏まえ、警察用船舶の運航作業、看守作業、爆発物の取締りの作業及び死体取扱作業に係る特殊勤務手当の上限額の引上げを行うものとする。

【警察職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条関係】

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（手当の支給範囲及び額）</p> <p>第2条 手当は、職員のうち公安委員会規則で指定する者が次の各号に掲げる作業等に従事したときに、その者に対し支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 警察用船舶の運航作業 1日につき<u>250円</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 看守作業 1日につき<u>250円</u></p> <p>(12) 爆発物の取締りの作業 1日につき<u>280円</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 危険を伴う救助作業（そのための訓練を含む。） 1日につき<u>840円（著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては、840円を840円に加算した額）</u></p> <p>(15) 死体取扱作業 <u>1日</u>につき3,200円</p> <p>(16)～(25) 略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（手当の支給範囲及び額）</p> <p>第2条 手当は、職員のうち公安委員会規則で指定する者が次の各号に掲げる作業等に従事したときに、その者に対し支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 警察用船舶の運航作業 1日につき<u>330円</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 看守作業 1日につき<u>300円</u></p> <p>(12) 爆発物の取締りの作業 1日につき<u>370円</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 危険を伴う救助作業（そのための訓練を含む。） <u>（次号に掲げる作業を除く。）</u> 1日につき<u>450円</u></p> <p><u>(14)の2 災害応急等作業 1日につき1,080円（日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては540円を1,080円に加算した額、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては1,080円を1,080円に加算した額）</u></p> <p>(15) 死体取扱作業 <u>1体</u>につき3,200円</p> <p>(16)～(25) 略</p> <p>2 略</p>

3 施行期日

公布の日。ただし、2(1)の規定については、令和6年1月1日